

答 申 書

当審議会は、市長より、鎌倉市議会平成 28 年 2 月定例会における議員からの質問に対する市長の答弁内容である法律判断(違法)が、その後の検討により反対の内容(合法)に変更されたにもかかわらず、これを直ちに市議会に報告しなかった市長の不作為(以下、この不作為を「本件不報告行為」という。)に関し、同行為を理由として市長の給与を 1 箇月間 10% 減給するとの措置につき諮問を受けた。そこで審議会は、本件不報告行為並びに議員の質問の対象とされている行為等に関する客観的な資料を参照し、率直かつ活発な意見交換を行い、公正で公平な見地から審議を遂げ、以下の結論を得た。

事実関係については、客観的な資料に基づいて以下の事実が認められる。

すなわち、鎌倉市議会 2 月定例会での前記質問は「市職員労働組合による『安倍政権の「雇用改革」は許せない』との文言を記載したポスターの市庁舎内組合専用掲示板への貼付行為が、地方公務員法第 36 条が禁止する公務員の政治的行為に該当するのではないか」というものであった。これを受けて市長は、問題とされた貼付行為が「同法に抵触すると考える。」旨並びに行為者について処分を検討する旨を答弁したが、その後に市顧問弁護士の意見を徴した結果、その意見が否定的な回答であったことから地方公務員法に抵触しないものと見解を改め、9 月定例会において質問された際にはその旨を答弁した。また、右の組合掲示板は、市庁舎の職員通用口脇に置かれていたが、同所は来庁する一般市民が通行する出入口ではなく、したがって同掲示が一般市民の目に触れる機会が多いものではなかった。「ポスター」の大きさは全体が A 3 版用紙程度の大きさで、その中には各種の事柄が場所を別にして記載されており、議会の質問で取り上げられた文言は官製はがき程度のスペースを使って表記されており、「ポスター」全体から見れば 12 分の 1 程度の面積を占めるに過ぎないものであった。この一連の経緯の中で、市長が 2 月以来 9 月の答弁までその見解の変更について市議会に何ら報告ないし説明、若しくは訂正をしなかった。

周知のように地方公務員法第 36 条は地方公務員の政治的行為について制限を加え、同第

2項第四号では文書図画を地方公共団体等の施設に提示することを禁止しており、質問で指摘された「ポスター」の掲示がこれに該当するとすれば、同貼付行為が地方公務員法で禁じられた政治的行為に該当することになる。しかしながら、この公務員に対する政治的行為の制限は公務員の職務の遂行の政治的中立性を担保する一方で、公務員が国民として保有する表現の自由など基本的人権を制約することがないようにその運用には十分の配慮が必要とされる規定であって、解釈論的には各号において規定されている禁止行為類型に文言的に該当するか否かの形式的判断によるのではなく、当該行為が公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なう恐れが「実質的に認められるか否か」をもって制限の範囲を決するべきであるとするのが通説判例となっている。そしてこの点から本件の「ポスター」掲示行為を眺めた場合、その大きさや掲示場所に由来する限定性、あるいは掲示主体が労働組合であり労働政策に関する意見表明と受け取ることも可能な内容であることなどから、地方公務員法第36条第2項第四号に禁じられている掲示行為と速断することはかなり困難と言わなければならない。

したがって、市長の質問に対する答弁が違法・合法と動いたのは、この事案の判断の困難さから見て当然のことである。またこの面から、「市長の判断の変更や、議会への報告の遅延を減給措置の理由とすべきではない」、あるいは「減給の程度を5%に留めるべきだ」との意見もあった。

しかしながら、そのような原案に対し修正を求める意見はあったものの、一方では市長の議会に対する立場を尊重し、その執務姿勢とけじめを尊重するべきであるとの意見が多数を占め、採決の結果、原案である10%1箇月の減給を承認するとの結論に達した。

以上のとおりであるので、これをもって当審議会の答申とする次第である。

平成28年9月27日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市特別職報酬等審議会
会長 沼野輝彦